

木の国協議会事務処理規程

平成 25 年 7 月 4 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、木の国協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。なお、機密とは個人情報、団体情報等とする。

(事務処理体制)

第 3 条 協議会の事務処理は、事務責任者を置き、分担して行うものとする。

一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務

(事務分担組織) 特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク

(責任者) 臼井達也

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る木の国協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る木の国協議会会計処理規程第 8 条の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第 4 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、木の国協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。